

混迷の戦後職業訓練法制

—労働権に達着しない—

田 中 萬 年

目 次

はじめに	
序 戦後直後の職業訓練体制：	戦前期法令の運用 42
1. 失業者対策から技能者養成へ：	「職業安定法」法理の曲解 44
2. 労働者保護から技能者養成へ：	「労働基準法」の限界 47
3. 非学校としての「知識」の放棄：	「職業訓練法」の制定 53
4. 雇用政策への合流：	「雇用対策法」体制への組み込み 60
5. 能力開発体系の構想化：	新「職業訓練法」の制定 61
6. 事業主期待の体制化：	「雇用保険法」の能力開発事業 64
7. 学校的制度からの還元：	「職業訓練法」の改正 67
8. 事業主主導体制の明確化：	「職業能力開発促進法」への改正 69
結 労働権に達着しない要因：	「世界人権宣言」との差異 74

はじめに

我が国の職業訓練は、二つの源流がある。企業内訓練を遡れば徒弟制度であり、公共職業訓練の端緒は社会的不運者（弱者）に対する職業補導（職業輔導）であった。徒弟制度は労働行政として捉えられるが、職業補導は社会事業（福祉行政）でもあり、その性格はとらえ方により異なることになる。これらが近代になり、それぞれに発展・変化し、戦中の労務動員策の下で体系化された。そして、戦後の職業訓練も戦前の体系と精神を改革して再発足したことは他の社会制度と同じである。

ところで、職業訓練は理解が困難である、という言葉をよく聞くが、その基本には「教育を受ける権利」が憲法に規定されている教育に比べると、

今日の職業訓練のアンカーがどこにあるのかが分かりづらいためである。本稿では、戦後を中心に職業訓練の法制度の観点がどのように変遷したのかについて素描し、課題を解明したい⁽¹⁾。

なお、本稿は龍谷大学の「持続可能社会への転換と労働・社会保障法」研究会にて2017年10月29日に報告した「戦後職業訓練の変遷と課題」を再編したものである。

序 戦後直後の職業訓練体制：戦前期法令の運用

公共職業訓練は、1938（昭和13）年の「職業紹介法」第3条の「政府ハ必要ニ応ジ職業補導…ニ関スル事項ヲ行フ」、の施策が労務動員から失業者の社会復帰へと転換して引き続き運用された。復員軍人・引き揚げ者等からなる戦後の失業者対策は戦後最大の政策として緊要な課題であった。

敗戦直後の公共訓練の所管課は、戦前の厚生省勤労局が母体であるが、1945年10月27日に厚生省官制を一部改正（勅令第609号）して勤労局に新設した補導課であった。その補導課の最初の事務分掌は、分課規程に次のように定められた。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1 職業補導ニ関スル事項 | 関スル事項 |
| 2 職業訓練ニ関スル事項 | 4 授産及内職施設ニ関スル事項 |
| 3 土建其ノ他日傭勞務ノ斡旋充足ニ | |

上記事務分掌の1と2との相違については不明であるが、これらの職業補導及び職業訓練の具体的施策として、先ず施設整備が緊要であった。その施設の整備のために、同年10月27日、厚生省官制を一部改正（勅第609号）し、厚生大臣が職業補導所を設置できることとした。その職業補導所としては、敗戦当時、全国4ヶ所にあった国民勤労訓練所、全国の職業補導所132カ所、機械工養成所40ヶ所、幹部機械工養成所9ヶ所、地方勤労訓練（龍法 '18）51-3, 42（1464）

所47カ所、合計232カ所の内、戦災をまぬがれ使用可能な施設に改修を加え、主として建築・木工の種目に切り換えて再出発した。それらは昭和21年9月の調査によると、建築（103）、付属建築（10）、木工（46）、木船（46）、機械（17）、手工業（36）、事務（12）、和洋裁（5）の計241カ所において運営されていた。

上記の外、国営3ヶ所、府県立の戦時下の傷痍軍人職業補導所は傷痍者職業補導所として再編された。

しかし、以上の施設をもってしても、政府が400～600万人と予想した折からの失業者に充分対応できないため、政府は職業補導所の拡充計画の必要性を常に強調した。すなわち、1946（昭和21）年2月15日の「緊急失業対策要綱」閣議決定、同年7月9日「公共事業実施に関する件」閣議了解、同年3月2日「緊急就業対策ノ実施ニ関スル件」通達等の一連の行政である。その重要性についてはGHQも7月29日に「以前の職業や産業から解雇された労働者が生産計画と一致する新しい仕事の中で安住できるように、相談や訓練や就職のサービスをするものでなければならない」と勧告していた。また、全国の都道府県に設置されていた地方失業対策委員会は、1946年9月10日迄に12地方委員会が答申済であったが、その内11地方において職業補導等の拡充強化を答申していた。

これらの職業補導の強化方針を、「積極的失業対策」に位置づけたのが1947年6月に職業安定局が決定した「経済緊急対策」であった。これを受けて作成した「職業補導施設拡充計画」では、短期補導所（3～6ヶ月）を定員50名で500ヶ所、長期補導所（1年）を定員50名で500カ所、総合補導所（1年以上）を定員100～300名で40ヶ所、合計年間20万人の補導計画を立案した。この強化方針を受け、昭和23年度には、戦後最高の434ヶ所、530種目、定員4万人までに職業補導施設は拡充した。

一方、企業内訓練の場合、戦後、「国家総動員法」・「工場事業場技能者養成令」が廃止され、戦時下で休止状況にあった労働者保護の1916（大正

5) 年の「工場法施行令」における「徒弟」条項が復活した。ただし、工場はほとんど稼働していず、企業内訓練は運営されていなかったと推測される。企業内訓練とはイメージは異なるが、伝統産業職種がこの範疇に含まれ、地方での操業は継続していたであろうが明らかにできない。

初期の所管課は、厚生省労政局管理課であり、次のような分掌が分課規程に規定された。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1 工場法其他勤労管理法令ノ施行ニ | 3 勤労能率ノ増進ニ関スル事項 |
| 関スル事項但シ他ノ主管ニ属セザル | 4 勤労者ノ厚生ニ関スル事項 |
| 勤労ニ関スル事項 | 5 其ノ他勤労管理ニ関スル事項 |
- 2 勤労者ノ教養訓練ニ関スル事項

しかしその行政の主要な内容は、戦災による生産活動の低迷という状況もあり、戦前の労働慣習の悪弊を除去することであった。そのために、1946（昭和21）年3月13日に分課規程を改正し、労政局に労働保護課を新設した。そしてこの労働保護課において「一般労働保護並ニ婦人及年少者ノ労働保護ニ関スル事項」等を分掌し、その後「労働基準法」として成立する労働保護法の準備を開始した。「工場法」は労働者保護法であったが、このことは、「労働基準法」の性格を決定することになる。

そこで労政局長は、7月19日に全国279の事業主、649の労働組合に労働保護に関する質問書を発送すると同時に、労働保護課は19日に16の労組代表より、20日に16の事業主代表より労働保護に関して意見を聴取した。徒弟制度に対して労働組合は反対、経営者団体は継続の意見が多かった。

1. 失業者対策から技能者養成へ：「職業安定法」法理の曲解

やがて、職業行政も戦後の新たな体制に合せて改革されてきた。「職業紹介法」に代わる「職業安定法」の国会提案理由を厚生大臣は1947（昭和

22) 年 8 月 15 日に次のように述べた。

(前略) 本法案の目的とするところは、その第 1 条に明かな如く、公共職業安定所その他の職業安定機関が、憲法第 22 条の職業選択の自由の趣旨を尊重しつつ、各人の有する能力に適当な職業に就く機会を与えることによって産業に必要な労働力を充足し、以て職業の	安定を図るとともに、経済の興隆に寄与することにあるのであります。(中略) 又職業補導につきましては、都道府県知事が主体となってこれを行なうことを原則と定めた外、都道府県知事に対する労働大臣の援助の義務について規定を設けてあります。(後略)
--	--

「職業安定法」は新憲法の基本的人権の尊重の主旨に則って 1947 (昭和 22) 年 11 月 30 日に公布 (法第 141 号) され、同時に「職業紹介法」は廃止された。新たな職業安定の精神に基づき公共職業補導を第 5 条に「職業補導とは、特別の知識技能を要する職業に就こうとする者に対し、その職業に就くことを容易にさせるために必要な知識技能を授けることをいう。」と定義づけた。

この頃の行政の所管課は、1948 (昭和 23 年) 9 月 1 日に前述の厚生省勤労局補導課を母体にして新設した労働省職業安定局職業補導課であった。この職業補導課の分掌は、分課規程によれば次の通りであった。

- | | |
|--|-----------------------------------|
| 1 職業補導計画 (共同作業施設を含む、以下同じ。) の樹立及び監督に関する事項 | 項

3 職業補導に関する他の官庁との連絡に関する事項 |
| 2 職業補導計画の実施に関する基準の設定その他必要な援助に関する事 | 4 職業補導に関する使用主への技術的援助に関する事項 |

上の分課規程のように、先の補導課時代よりも分掌が具体化すると同時

に、上記第3項のように文部省などとの連携問題や、4項のようにその後の監督者訓練(T.W.I.)等の在職者訓練を実施する根拠規定も新たに加わった。なお、「共同作業施設」とは、主として障がい者を対象とした職業支援施設であった。これらの実施上の規定をまとめたのが「職業補導の手引」であった。

ところで、朝鮮戦争を境として戦後の景気が回復を始めると、産業界からの技能者養成が要請され、労働省はその要請に応えるように職業補導再編を企図する。労働省は「職業補導の根本方針」を決定し、1951(昭和26)年10月に『職業安定広報』に発表した。それは(a)施設及び設備の総合化、(b)機械関連職種の新設、(c)補導期間の延長、(d)補導方法の改善、(e)新制中学卒業者を公共職業補導所の対象とすることが企図された。

上の方針の中で、当時の職業安定行政の法理から考えれば(e)の新制中学卒業者を公共職業補導所の対象者にしたことが唯一の“根本方針”であろう。つまり、我が国の失業者の問題は中高年齢者の問題であり、当時は若年者を失業者と考えていなかったからである。そのような状況で中学校卒業者を対象にしたことは、失業者対策の職業補導から、「将来のわが国技能労働力の担い手であるべき」中卒者の職業補導に転換したと言える。ただ、実態的には当時の職業補導所入所生は2/3が18歳以下の若年者であり、北海道のように16歳で占められていた地方もあり、実態を追認した方針でもあった、と言える。

この矛盾した実態は、家長である失業者は職業補導の受講よりも日雇い労働等へ就労し、生活の糧を稼ぐことが最大の使命であったからである。しかし、若年者は親の保護の下、就職するために職業補導所へ通い、技術・技能を修得することが可能であった。

労働省は、上の根本方針に則り、昭和24年10月にまとめた『補導事務必携』の「職業補導の手引き」を改訂し『職業補導提要』を昭和27年9月に

発行した。『職業補導提要』は上下2巻に分れており、上巻は主に職業補導に関する解説を、下巻には「職業補導の手引」を踏襲・改訂した各種基準を中心に載せている。

この「27年版手引」の最大の特徴は、従来、職業補導の3本柱の1つであった「工場事業場に対する技術援助」を削除していることである。このことは、技術援助の一環として普及を推進していた監督者訓練が公共職業補導から独立したことを意味する。すなわち、この頃の『職業安定行政手引』は全5巻として刊行されていたが、その第4巻に「第7編職業補導」と並び、「第8編監督者訓練に関する技術援助」を独立させて掲載していたことからそのことを確認できる。

しかし、先の雑誌論文の「根本方針」による公共職業補導の精神の転換は、「職業安定法」の法理に反することは明らかであり、「根本方針」に合わせた整合性のある法体制が必要となる。それは、3節に紹介する「職業訓練法」に期待された。

なお、景気が回復すると求人も拡大し、失業保険の受給者が減り、保険金に余剰が出てくる。その一部を職業補導施設の増設に使用することとなるが、「職業安定法」では施設の設置・運営は都道府県知事であった。この規定を超えるために、宿泊施設と同等の失業保険福祉施設として総合職業補導所を1954（昭和29）年より設置し、都道府県に管理させた。1958（昭和33）年の「職業訓練法」の制定までに全国に23箇所の総合職業補導所が設置された。

2. 労働者保護から技能者養成へ：「労働基準法」の限界

戦後の民主的政治体制を築く一環として、労働行政も労働者保護思想に基づく再編が目指された。新たな時代に向けて「労働保護法」の検討が始まった。しかし、「労働保護」は古いとの意見で「労働基準法」となったが、「労働基本法」ではなかった。

「労働基準法」は第7章に「技能者の養成」を設けたが、その筆頭に第69条「徒弟の弊害排除」を定めた。徒弟は言わば学ぶ者であるから、徒弟に弊害があるはずは無く、「徒弟の弊害排除」とは日本語として変であるが、このようなタイトルが何故に規定されたのかの疑問が沸く。その第69条は次のような条文である。

使用者は、徒弟、見習、養成工その他名称の如何を問わず、技能の習得を目的とする者であることを理由として、労働者を酷使してはならない。	使用者は技能の習得を目的とする労働者を家事その他技能の習得に關係のない作業に従事させてはならない。
---	---

上の条文の含意は、技能を習得しようとする者を酷使してはならない、という意味であり、その意味であれば「技能習得者の保護」または「技能習得者の酷使禁止」、「弊害排除」を生かすのであれば「徒弟制度の弊害排除」とすべきである。または「徒弟」を生かすのであれば「徒弟の保護」とすべきである。この問題が今日まで改正されないことは職業訓練問題の大きな要因の一つとなっている。徒弟は職人の予備軍であるが、近代工場では熟練労働者の予備軍でもある。このような徒弟についての議論が我が国では看過されてきたことを意味している。

そこで、「労働基準法」の検討過程を整理したのが、表1である。

その原点は第2次議会原稿にあるように「事業主は技能の習得に關係なき作業に従事せしめることを得ず」であり、これをタイトル化したのが第2次議会の「徒弟使用者の制限」であった。つまり、事業主に対する制限条項を規定する意図であった。

それが、8月6日の第6次案で「所謂徒弟の禁止」となった。「禁止」のように強化された変化には何があったのか。それは、GHQの1946（昭和21）年7月29日の労働諮問委員会最終報告書にある「徒弟制度」の記述（龍法 '18）51-3, 48（1470）

表1 「徒弟の弊害排除」設定の経過

年月日	「労働基準法」案	会議	章タイトル	条タイトル
昭和21年 4月24日	労働保護法案要綱（第2次読会原稿）	労働保護課	〈徒弟の作業の種類、契約の期間、賃金及労働時間その他に付命令の定むる所に依り行政庁の認可を受くべし〉	〈事業主は技能の習得に係る作業に従事せしめることをえず〉
5月10～ 13日	労働保護法案（第2次読会）	労働保護課	第6章 徒弟	§ 57 徒弟使用者の制限
5月18日	労働保護法案（第4次案）	労働保護課	第6章 徒弟	§ 57 徒弟使用者の制限
7月26日	労働基準法案（第5次案）	労務法制審議会第1回小委員会	第7章 徒弟	§ 67 徒弟使用者の制限
8月6日	労働基準法案（第6次案）	労務法制審議会第5回小委員会	第7章 徒弟制度	§ 67 所謂徒弟の禁止
11月20日	労働基準法案（第7次案）	労務法制審議会第10回小委員会	第7章 技能者の養成	§ 66 徒弟の禁止
12月24日	労働基準法案（第10次案）	労務法制審議会答申	第7章 技能者の養成	§ 68 徒弟の禁止
昭和22年 2月22日	労働基準法案（第12次案）	閣議	第7章 技能者の養成	第68条 徒弟の弊害排除
4月7日		〈公布〉	第7章 技能者の養成	第69条 徒弟の弊害排除

出典：木村力雄より作成

が大きく作用したと推測される。報告書では、「親方＝徒弟関係は、しばしば児童労働の搾取以外のなにものでもないものへと発展していった。」「実際の技能が教えられる場合にも、雇用のタイプを考えると、徒弟期間はしばしば異状に長すぎる。」工場法の「条項は、どの年も全国の工場の70パーセント以上がこの第28条の制限内に入らない程度に、適用範囲が限られている。」「徒弟に対する適切な法的保護はまったく欠けている」、「したがって…徒弟の適切な訓練を保証する計画に着手すること、および徒弟に規定された最短期間内に技能を授けることを保証するのに必要な措置」をとることを勧告した。このようなGHQによる徒弟制度の因襲の批判を考慮したためと推測される。

このような配慮は、「日本国憲法」の公布をみて更に強化されたのか、第7次案では「所謂」も削除された。

ところが、昭和22年2月の閣議における第12次案では、「徒弟の弊害排除」と変更された。「禁止」から「弊害排除」への変化は、大幅な緩和策であることは明らかである。この変化は使用者側の徒弟制度存続要望を配慮した緩和策と読み取れる。それでは、その緩和策の背景には何があった

のだろうか。

それは、2.1スト中止というGHQの指令であろう。2.1スト中止により、労働組合側の要望が全面的に支持されなくなったことと無関係では無かろう。換言すれば、徒弟制度に強く反対していた労働組合側の意見から、徒弟制度の継続を望んだ事業主側への揺り戻しと推測される。これが徒弟制度運用の緩和策の端緒となった。このような当時の方針の変化の土壌には、「労働基準法」が労働者の権利を抑制した「工場法」の改正からの出発だったことがある。このことが、その後の徒弟問題の始まりだった。

なお、木村の整理によると、徒弟制度に反対していた組合であっても2／3の組合が様々な教育訓練に関する要望を出しており、徒弟制度批判は単純では無いことが分かる。

さて、「労働基準法案」の国会提案に当たり、厚生大臣は次のように説明した。

本法案は労働条件の最低基準を定める法律であります。憲法第27条の趣旨並に現下の労働情勢に鑑み、労働者の基本的権利と目すべき最低労働条件を法律で規定することは我国の再建にとって必要欠くべからざる所であります。本法案はかかる要請に基いて提出されて居るのでありますが、その規定するところの概要は次の通りであります。(中略)

第7章は技能者の養成に関する規定であります。従来徒弟制度は我が国に於ける劣悪労働の一事例とされて居る

のでありますが、ここには其の弊害を除去すると共に労働の過程に於て技能者を養成する特殊の必要がある場合には技能者養成委員会に諮って特別の規程を作りこの規程に於て技能者養成の爲の必要と、この法律の最低基準との調整を図ることと致しました。而してこの規程によって技能者たらんとする者を使用する場合には行政庁の認可を要することとして、産業の必要を充足すると共に弊害の防止に遺憾なからんことを期したのであります。

上の提案理由説明のように、「労働基準法」は新憲法の「労働者の基本的権利」に基づいていた。そして1947（昭和22年）4月7日に「労働基準法」が公布され（法第49号）、「工場法」及び「工場法施行令」は廃止された。

上の説明から、「労働基準法」が労働者の権利を守り、企業を監督する法律であったという観念が生じても不思議では無い。しかし、それは職業訓練の面では言えない。上の国会提案で「技能者たらんとする者を使用する場合には行政庁の認可を要することとして、産業の必要を充足すると共に弊害の防止に遺憾なからんことを期した」との説明にそれを認めることができる。しかも、条タイトルの「徒弟の弊害排除」に変更はなかった。

「労働基準法」は「技能者の養成」で「長期の教習を必要とする特定の技能者を労働の過程において養成するために必要がある場合においては、その教習方法、使用者の資格、契約時間、労働時間及び賃金に関する規程は、命令で定める。」と規定した。この規定を受け、1947年10月31日に「技能者養成規程」（労働省令第6号）が公布された。

以上の経過からも分るように、「技能者養成規程」は技能習得者保護の色彩が強い。その理由は「勿論労働基準法の精神を具現した」からに外ならない。特にその「進歩的」な点として担当者は、「第1には技能習得者の労働条件を明確化し、合理化せんとしていることである。従来の徒弟制度の持つ封建性を払拭するため契約期間、試の使用期間、賃金、労働時間等のすべてに亘り労働条件を明確化し、合理化して徒弟労働の民主化を図らんとしているのである」と説明していた。

この新たな「労働基準法」の所掌部局は、1947年5月2日に労政局より独立した（勅第198号）労働基準局であった。この時、「労働者の保護に関する事項」を分掌したのは監督課であり、技能者養成に関する独立した所管課が誕生するのは、1949（昭和24）年6月30日の技能課の設置まで待たなければならなかった。この技能課設置が遅れたことは、日本の労働行政

は職業訓練に限定すれば、当時の職業訓練政策として労働者保護対策としての技能者養成よりも失業対策がより重要課題であったことを示している。

さて、事業内認定訓練の転回は、朝鮮戦争を契機とした経済の活性化を背景にして進んだ。つまり、重化学関連職種の重視と、「教習事項」を改正しての基準の弾力化へと進んでいく。それは、1951（昭和26）年4月1日の「技能者養成規程中改正（労働省令第8号）」における指定技能職種の120職種への拡大により始まった。この120職種への拡大は、「産業の再建、貿易の振興ということが我が国の経済自立体制の確立にとって必要不可欠の要件である…加之、米国の『後進地域開発援助計画』の発表並びに具体化等、我が国の内外の諸情勢は、技能者の養成の強力なる推進を要求している。…その結果、従来の指定技能47技能職種を以てしては、その範囲が狭ますぎ、又産業の実情に即さない」ために拡大されたのである。

同時に、技能者養成の基準の弾力化も伴った。それは、同年5月4日に120職種の教習事項の基準の告示（告示第9号）により、当初にあった「最低限度を示す」という規定が削除された点である。即ち、当初の「備考」方式ではなく、「教習事項の基準」を次のように規定した。

- | | |
|--|--|
| <p>1 教習事項の基準は、次の通りとする。</p> <p>（注 ここに120職種の教科基準が示される）</p> <p>2 前号の表中社会科及び体育は、それぞれ次の事項を含むものとする。</p> <p>社会科 労働法、安全衛生、作業と能力率その他一般教養に関する事項。</p> | <p>体 育 き型的発達の防止、疲労の回復、運動能力の助長その他心身の健全な発達に関する事項。</p> <p>3 使用者は、第1号の表に定める教習事項の基準を下らない範囲において、当該事業場に必要の変更を加えた教習事項を定めることができる。</p> |
|--|--|

この新たな教習事項の規定のように、その基準性は1948（昭和23）年6月の最初に告示した時点に比べて後退した。つまり、「最低限度」であっ

た基準は、「事業場に必要の変更を加えた教習事項を定めることができる」ことが可能になった。このような基準が、「職業訓練法」の新基準である昭和34年の「職業訓練基準」まで続いた。つまり、監督行政ならぬ「保護行政」は技能者養成の助長行政へと転換したのである。

3. 非学校としての「知識」の放棄：「職業訓練法」の制定

先に紹介した雑誌論文の「職業補導の根本方針」は「職業安定法」の法理とは異なるため、「根本方針」に合わせた新たな職業訓練に関する法制化が必要となった。一方、「労働基準法」による技能者養成は、労働者保護思想から経済緊急策へと転換した。この両者に対応する法制化が必要となった。

しかし、公共職業補導と技能者養成の体系は異なっていたにも関わらず、これらが統合されたという事は、両者の根拠法、理念、及び制度が制定時の「労働基準法」及び「職業安定法」のそれといつの間にか転換し、その転換によって両者が統合されてもおかしくないほど同一化していたか、あるいは両者は全く異なるまま「職業訓練法」に統合されたかのいずれである。先ず、その経過を見てみよう。

①公共職業補導と技能者養成との制度的連携

景気が向上し、重化学工業が重視されると、戦後復興のための衣食住の職種が中心であった公共職業補導の訓練内容が「根本方針」の(b)にあったように訓練科目が重工業化すると企業内技能者養成の訓練内容と類似し、公共職業訓練の訓練内容に対する評価も同等となるように期待されてくる。そこで、つぎのような通達が発せられた。

昭和29年7月6日	基発第373号労働	定局長より都道府県知事宛
省労働基準局長より都道府県労働基準		技能者養成と職業補導との提携協力
局長宛・職発第三八六号労働省職業安		について

(前略) (技能者養成と職業補導は) それぞれその趣旨を異にするものではあるが、わが国産業の振興と労働者の福祉の増進を図り、技能水準の向上を期せんとする同様の目的をもつものであり、又両制度の対象職種、教習内容、指導方法等が近似している点を考慮するとき、双方有機的連携を保持しつゝ、運営することによって、より一層両制度の進展が期待されるときともに、労働行政の一元化にそうところでもある。

右の趣旨にかんがみ、今回の技能者養成規程の改正にあたっては、職業補

導所修了生を技能者養成の相当教習年度に編入しうの方策を講じ、これに伴い補導教程をその本旨を逸脱しない程度において、技能者養成教習事項の基準に関連づけ得よう調整を行うとともに技能者養成制度においても亦その趣旨に反しない程度において教習事項の一部除外を認めることとし、両制度の提携が規定されたのである。

については労働基準監督機関と職業補導関係機関は、相互に緊密な連絡を図り、左記事項に留意の上、これが提携協力について特段の配慮を煩わしたい。

上の提携協力が進むことを確信して、労働省労働基準局長は7月9日に公共職業補導施設で受講した訓練内容を技能者養成の訓練内容として認可することを通達した。

②公共職業補導と技能者養成との統合の論理

技能者養成と職業補導は趣旨は異なるが、両者は「職業訓練法」に統合されたということになる。この点に関して「職業訓練法」制定の立役者であった渋谷は、「両者の間の連絡協調は——相互に深い関連があるに拘らず——必ずしも充分とはいいい難く、これらの総合——更に進んで職業訓練制度全般の根本的整備の必要性が、単に労働省部内のみならず、民間有識者の間においても強調せられていた」と述べているに過ぎない。そして経済成長に対応する生産拡大のための技能者養成、技術革新に伴う技能技術の高度化、中小企業対策としての技能訓練の要求の高まり等に対応するため、そのような社会的要請を受けたので統合したとしている。

さて、公共職業補導と技能者養成を統合する案が臨時職業訓練審議会において「職業訓練制度の確立に関する答申」（昭和32年12月6日）として次のように答申された。

最近、産業界においては、高度の技能を必要とする生産分野の拡大に伴い、近代的技能労働者の確保が強く要請されているが、労働市場の現状は、膨大な完全失業者と不完全就業者をかかえている反面、技能労働者が著しく不足しており、このことが雇用及び生産の隘路ともなっている。（中略）

本審議会は、このような実情に

がみ、従来の技能者養成、職業補導、監督者訓練等の諸制度を根本的に再検討するとともに、技能水準の向上のための具体的方策について慎重な審議を重ねた結果、左記により総合的な職業訓練制度を確立すべきであるとの結論に達した。政府は、速かに法制的、予算的措置を講じてこれが実現を図られるよう要望する。

答申を受け、政府は「職業訓練法」案を国会に提案し、「職業訓練を一層充実にせし労働者の技能水準の向上を図る」ためと説明したが、憲法との関係の説明は無い。

衆議院の審議では、「職業訓練と学校教育との連けい」が、参議院では「学校教育との関連」が論点として上がり、参議院では次の「附帯決議」が決議された。

職業訓練の振興を図るためには、学校教育との重複を避けるとともに、密接な関連のもとに行うことが肝要である。特に職業訓練をうける青少年勤労者の学校教育との二重負担を軽減する

ことが必要である。

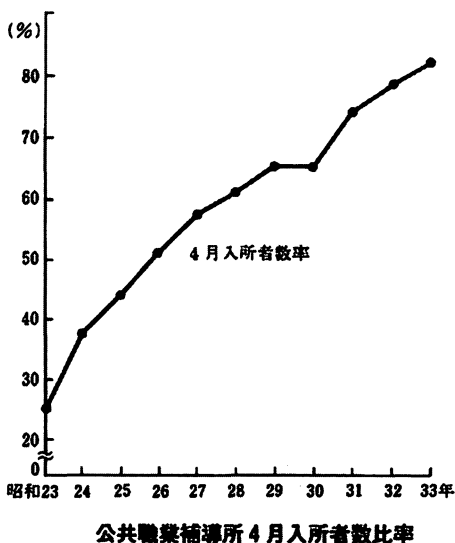
よって政府は速かに適切な措置を講ずべきである。
右決議する。

「職業訓練法」は1958（昭和33）年5月2日に公布された（以下、33年法という）。

上のように、「職業訓練法」は特に学校教育との関係を重視したことが分かる。そのような意識を反映して、第3条の（職業訓練の原則）の2項で、「公共職業訓練及び事業内職業訓練は学校教育法による学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連のもとに行われなければならない。」と規定した。学校教育との連携は、後の1961（昭和36）年の「学校教育法」改正による「技能連携制度」²⁾の成立まで待たねばならないが、「重複を避け」ることが法令に最初から規定された意味は重要である。

③技能の強調＝知識の忌避

事業内訓練は元々中学校卒業者を対象としていたため、対象者に変化は無いので「職業訓練法」に再編されても問題は生じない。「重複を避け」る必要性は特に公共職業訓練にあった。公共職業訓練の受講者は元は失業者であったが、図のように「職業訓練法」制定時には80%を超える受講者が4月入所、つまり新規中学校卒業者になっていたから



である。中学校卒業者のための学校は高等学校であり、高等学校との差別化を明確化する必要が生じた。

このため、「職業訓練法」は学校教育との差異を明確にしなければならなかった。それが、第1条（目的）の冒頭に記されることになる。すなわ

ち、「この法律は、労働者に対して、必要な技能を習得させ…」るである。つまり、労働者に習得させるのは知識ではなく技能であることを強調し、学校教育との差別化を明確にした。

「職業安定法」では「職業補導とは、…職業に就くことを容易にさせるために必要な知識技能を授けること」であった。同様に、「技能者養成規程」では「使用者は、必要な知識、技能を習得させる」であった。このように、職業補導、技能者養成とも技能だけでなく、知識を明確に規定していた。しかし、「職業訓練法」では知識を排除した「技能の訓練」であることを明確にさせられたのである。

このようなことが要因であったのか、「職業訓練法」以前は日本教職員組合も技能者養成や公共職業補導への進路を重視していたが、「職業訓練法」制定以後は職業訓練批判を開始する。公然と職業訓練を批判する教育学研究者さえいた。

知識を排除して、職業訓練が成り立つはずは無く、「技能には知識を含む」と「職業訓練法」の解説には記したが、それは内的な対処に過ぎない。このような歪な「職業訓練法」を制定させなければならなかった背景には他の要素もあった。

④「職業訓練法」制定の背景

事業内の技能者養成と公共職業補導が統合され、「職業訓練法」の制定により、先ず、それまで財源が明確で無かった企業内訓練の財源が確保されたことがある。その状況は技能者養成時代に比べると10倍前後の補助金の拡大が認められる。公共職業補導と企業内技能者養成の統合で最もメリットがあったのはこの点ではなかっただろうか。つまり、企業内訓練への「助長行政」が財源的にも保証されたのであった。

また、「職業訓練法」の制定と同時に技能検定課の新設と、1961（昭和36）年の職業訓練部から職業訓練局への昇格があった。労働省は5局から6局へ拡大したのである。「職業訓練法」を制定したいという「労働省部内」

の期待も強かったことを意味している。

なお、「職業訓練法」制定の後、1960（昭和35）年12月に「国民所得倍増計画」が閣議決定された。この計画の中で「新規労働力に対する養成訓練の拡充強化」を打ち出した。すなわち、上の計画は、「養成訓練」の用語の社会的定着をもたらすとともに、ますます職業訓練が新卒者対象という意味を認識させた。しかし、職業訓練は新規学校卒業者だけで十分とは言えなかった。

⑤在職者対象訓練の整備

技術革新が進むと、技能の習得が早いと言っても新規学校卒業者の採用だけでは追いつかず、在職者対象の向上訓練が必要になってくる。そこで、中央職業訓練審議会は1960（昭和35）年3月に「技能労働者等の再訓練に関する答申」を提出した。同答申において、国、都道府県及び労働福祉事業団は「差し当り、次の5種類の訓練を早急に実施に移す必要がある」として、在職者を対象とした訓練の実施を勧告した。5種とは「職種別総合訓練（一）」、「職種別総合訓練（二）」、「科目別訓練」、「相互啓発訓練」、「職業訓練指導員訓練」であった。この答申に沿って以後各種の在職労働者を対象とした向上訓練が開始される。

なお、「職業訓練指導員訓練」は中央職業訓練所（職業訓練大学校、今日の職業能力開発総合大学校）における訓練に、主として企業内訓練の技能者養成の修了者を対象とした「短期課程」として体系化された。その他は今日の在職者対象の「短期訓練」へと再編・体系化される。

このようにして、在職者対象の職業訓練が整備されることになった。

⑥転職者訓練の確立

経済成長は石炭産業の廃止により排出される離職者の課題と併行して、新たに勃興する産業分野への人材の確保が緊要な課題であった。「国民所得倍増計画」は「職業転換訓練」の必要性を社会に再認識させた。同時に「職業転換訓練期間中の所得保障の措置等の強化を検討する必要」も提起

した。このことは、経済成長下による失業保険財源の余剰により、訓練受講期間中の補助金のみで無く、訓練受講までの待機期間中の補助金も支給され、訓練の開始期の回数が4月と10月の年2回に集中するように整備される。このようにして職業訓練の体系は学校に類似した方法制度へと整備されることになる。

ところで、「転職訓練」の用語は「昭和35年度職業訓練行政の重要事項について」通達において「新規労働者に対する養成訓練と既存労働力に対する転職訓練」というように養成訓練の対置概念の下に初めて用いられた。つまり、失業者に対する訓練から国策としての転職訓練に転換したのである。換言すれば、転職訓練は高度経済成長期に飛躍的に拡大したのである。

この転職訓練の基準に関連して、「入所時期経過後であっても、補習訓練等により所定の訓練目標の達成が期待し得ると認められる者については随時（訓練期間6月の職種については原則として1月以内、訓練期間1年の職種については原則として2月以内とする。）入所させるものとする」として、好景気を背景に失業者対象の職業訓練は学校化が進むことになる。公共職業訓練は失業者を対象としていたため、入所時期の規定は無かったが、次第に4月に集中し、学校化は進んだ。それは、財源としての保証が可能になってからと言う皮肉な現象であった。

⑦組織の再編

なお、行政組織も増強され、1963（昭和38）年7月10日に職業訓練局に転職訓練課が新設された。この転職訓練課においては、転職訓練の基準、助言、教科書・教材、援助等を行うこととした。

この前後の組織の大きな変更は、先ず第1に1957（昭和32）年5月20日の「労働福祉事業団法」（法律第126号）の公布（創立は7月1日）である。この事業団は、労災病院と共に、それまで都道府県に委ねられていた総合職業補導所を引き継ぎ、その経営に当たった。職業訓練が拡大し、重化学工業関係職種が重視され、これらが全国的な労働力政策の中に組み込まれる

時、地方県に運営を委ねていた総合職業補導所を統括することになったのは、それまでの県内対応とは異った広域的職業訓練の組織が確立したことになる。また、職業訓練の質的向上を期待して1961（昭和36）年には職業訓練指導員の養成機関である中央職業訓練所（現職業能力開発総合大学校）を設立した。

そして、この労働福祉事業団から分離独立して雇用促進事業団が1961年7月1日に誕生した。この事業団は、それまでの労働福祉事業団の職業訓練関係業務を引き継いだばかりでなく、その他労働力政策上の雇用問題に関係する施策を幅広く担当することになった。

このように、在職者の訓練、転職者の訓練の新設が、ややもすれば求職者に対する訓練が手薄になりかねない体制を立て直す上での大きな役割を演じたことは、当然である。

4. 雇用政策への合流：「雇用対策法」体制への組み込み

「職業訓練法」制定の8年後に、職業訓練の政策を大きく転換する事態が起きた。それは、1966（昭和41）年7月21日の「雇用対策法」（法律第132号）の公布である。「雇用対策法」の制定に合わせ、「職業訓練法」は第1条（目的）の冒頭に「この法律は、雇用対策法（昭和41年法律第132号）と相まって」が挿入された。

すなわち、雇用対策基本計画と職業訓練計画は、いずれも労働者の職業の安定、経済の発展等に寄与することに目的があるので、両計画の間に相互に矛盾撞着するところがあってはならないとして、労働大臣または都道府県知事が職業訓練計画を定めるにあたっては、雇用対策基本計画に対応するように配慮されなければならないとされた。

「雇用対策法」の職業訓練に対する方策は、それまでの炭鉱離職者訓練、あるいは駐留軍離職者訓練等の特定の転離職者を対象とした訓練ばかりではなく、一般の転離職者を対象とした訓練を拡充強化することである。「雇

用対策法」と「職業訓練法」とは互に車の両輪の役割を担うことが期待されたが、このことは、折からの技能者不足の解消策であった。このことにより、転職訓練が国策として体系化された。

「雇用対策法」の公布と同じ日に通達を發し、先に出されていた「転職訓練推進要領」などの諸規程を統合改正し、職業転換訓練の積極的な推進を図った。この要領によって、先に指定していた「転職訓練対象職種」を更に2月以上1年以下6職種、3月以上1年以下19職種、6月以上1年以下34職種、9月以上1年以下2職種及び1年32職種、合計50職種に拡大指定した。

このようにして、職業訓練は昭和41年に安定行政から積極的雇用対策へ組み込まれたのであった。朝鮮戦争後の経済成長主義路線に職業訓練も乗ったことを意味し、この路線は今日の「職業能力開発促進法」にも引き継がれている。

なお、「雇用対策法」が施行されると前述のように職業訓練の再編成が期待され、転職訓練課は1967年6月1日に役割を終えて廃止され、次の訓練政策を立案すべく訓練政策課が設置された（政令第121号）。

このように、養成訓練、転職訓練及び再訓練という大きな対象者別の分類による訓練が分化・定着するように、組織の体制も整った。

しかしながら昭和33年法の法理では、高度経済成長下での技術革新、高校進学率の向上、技能労働者の不足等の状況の下で十分に対応できず、職業訓練は新たな理念に基づく総合的な体系化が望まれた。

5. 能力開発体系の構想化：新「職業訓練法」の制定

養成訓練を中心に制度化された「職業訓練法」が求職者のための転職訓練及び在職者のための訓練が整備されてくると三者に整合性のある新たな体系化が必要となり、それを解決するためにも対象者別の各課程を制度的に位置づける必要が生じてきた。つまり、職業訓練体系の再構築のための

法制化である。また、経済成長の土台は技術革新であるが、この課題への対応も求められた。さらに、養成訓練は経済成長を背景に高校進学率が高まると、中学校卒業者の確保が困難となり高卒者を対象とした訓練の整備が求められた。

このような問題の解決のために労働大臣は1967（昭和42）年6月に中央職業訓練審議会（中訓審）に対して、「最近の労働経済の変化及び技術革新の進展等に対応すべき今後の職業訓練制度のあり方について、貴会の意見を問う。」と諮問した。この諮問に対し中訓審は、翌年7月30日に、『『最近の労働経済の変化及び技術革新の進展等に対応すべき今後の職業訓練制度のあり方』に関する答申』を答申した。その答申は、序論、第1職業訓練制度の背景、第2現行の職業訓練制度の問題点、第3今後の職業訓練制度のあり方、及び結論の5部構成になっている。

上の「答申」を基に、労働省は新「職業訓練法」の要綱案を作成し、中訓審に諮問した。その要綱案はおおむね妥当との答申を受け、国会に新「職業訓練法」案として提案された。その新「職業訓練法」案は若干の修正を受け、1969年（昭和44）7月18日に新たな「職業訓練法」として公布（法律第64号）（以下、「44年法」と略す）された。この「新訓練法は、……職業訓練及び技能検定を段階的体系的に行なうことにより、『腕と頭』を兼ね備えた職業人として有為な労働者を養成」することが大きな使命であった。

ちなみに、44年法を改正法とする解説があるが、44年法は1958（昭和33）年の「職業訓練法」の改正法では無く、33年法を廃止して新たに公布した新法である。そのため、法の目的は次のように大きく変化した。

第1条 この法律は雇用対策法（昭和41年法律第132号）と相まって、技能労働者の職業に必要な能力を開発し、	及び向上させるために職業訓練及び技能検定を行うことにより、職業人として有為な労働者を養成し、もっ
---	--

て、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

技術革新に対応するためとは言え、33年法で忌避した「知識」を再度規定するわけにはいかなかった。そこで、案出されたのが「能力の開発」であった。この「能力の開発」の言葉こそ職業訓練行政の中では最高の傑作である。しかし、今日でも「職業訓練は技能の訓練」という観念が強いのは、33年法の印象の強さを物語っている。ちなみに、「職業能力開発」は“education”の概念にもっとも近い言葉でもある。

そして、「職業訓練及び技能検定を段階的体系的に行なう」ために、それまで社会の必要性に合わせて整備してきた学校卒業者対象、在職者対象、離転職者対象の訓練をそれぞれ「養成訓練」、「向上訓練」、「能力再開発訓練」として体系的に訓練課程を整備した。そしてこれらを総合して「生涯訓練」体系とした。なお、養成訓練はそれまでの中学校卒業者対象の訓練を「第1類」とし、新たに高卒者対象の訓練としての「第2類」を整備した。

上の第2類の訓練目標は第1類と同じであるが、訓練期間を第1類の半分とし、普通学科等の科目は省略できることとして、高等学校教育との重複をさけるための配慮がなされた。この第2類の制度化の背景として日経連は「高卒者を現業員として採用した動機のうち最も多いのは（1）技能の基礎的知識が必要となったため、（2）中卒労働力の不足の2点が主であるが、次に労働法上の制約がなくなるというのが3割強」であり、その他「将来の第一線監督者としての中堅層が必要なため、中卒者の質的低下、将来他の部門への配置転換が可能であるから、思想的に穩健である、現業といえども顧客との接触が多い等があげられ」ていた。日経連の調査結果にもあるように、高卒者の現業部門への採用には、技術革新による新たな状況に対応するための高度技能者としての期待という積極面と、中卒者の

代替としての要請という消極面の両面があった。いずれにしろ、高卒者の現業部門への採用は、必然的に高卒者養成訓練の制度化へと連なり、そのために、上記の第2類が法制化されたといえよう。

なお、44年法下の在職者訓練は「向上訓練」と極めて類似している「再訓練」の二種に再編されたが、「再訓練」は1978（昭和53）年の改正「職業訓練法」下で「向上訓練」に再統合された。

6. 事業主期待の体制化：「雇用保険法」の能力開発事業

さて、高度経済成長は進み、求人倍率は高まり、「完全雇用」の時代に相応しい「失業保険法」に代わる新たな「雇用保険法」の整備が検討された。ところで、職業訓練の財源は主として失業保険より支出（都道府県ではほぼ半額、半額は都道府県費）されていたが、「失業保険法」には職業訓練へ支出するという事業の規定は無かった。

このような中で、ヨーロッパ諸国の職業訓練の財源は企業への訓練税や賦課金によって賄われていることをモデルとして、我が国も先進国の仲間入りするために、そのような訓練税の構想を「雇用保険法」に取り入れることにした。

「雇用保険法」の国会提出直前にオイルショックが起きるが、最初に提出された時は労使からの反発により、審議未了で廃案となった。ところが、訂正の無い同じ案が、次の臨時国会に再提出されたときは、不思議なことに、労使とも反対論は無く、「雇用保険法」は1974（昭和49）年12月28日に制定された。「完全雇用」の時代のために整備した「雇用保険法」が、戦後の最大の不況下で施行されるという不可思議な事態が起き、今日まで継続しているのである。このような事態が生じたのは、不況時の「雇用保険法」の「雇用安定事業」による労使への各種支援金支給への期待であった。

「雇用保険法」の意図を、制定時の雇用保険課長は次のように述べた。

また、最近における技術革新の進展に対処して、労働者の職業生活の全期間を通じてその能力を開発向上させ、その適応性を増大させるために、在職の労働者を対象として、向上訓練、再訓練等の成人訓練を積極的に実施する必要がある。従来も、事業内職業訓練を実施したくても、訓練実施のための施設や設備が十分でなかったり、指導員がいないこと等のために、自ら職業訓練を実施することができない事業主のために、公共職業訓練施設が、この

ような事業主からの受託により職業訓練を行ったり、このような事業主に施設や設備を開放したり、指導員を派遣したりする援助を行ってきたが、能力開発事業では、このような援助を更に積極的に行うこととし、このために必要な整備を既存の公共職業訓練施設について行うとともに、新たに、このような事業内職業訓練に対する援助を行うことを専らその目的とした公共職業訓練施設として、技能開発センターを創設した。

「雇用保険法」の最大の特徴は、新設された「能力開発事業」（法第63条）の第1項第1号で「職業訓練法…に規定する事業主等及び職業訓練の推進のための活動を行う者に対して、当該事業主等の行う職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行うこと」などを能力開発事業として規定したことである。つまり、職業能力開発の筆頭業務として事業主が期待する職業訓練として位置づけられた。その基本は「能力開発事業」の財源を事業主が負担するとしたからであった。このように位置づけられた「能力開発事業」の承認によって、労働者、労組は職業訓練への権利を放擲したかのような立場に置かれた。

なお、オイルショックの不況を打開する方策として、一つはME化・ロボット化等の技術革新が進められ、その結果、技術革新に対応した訓練の高度化の要請という流れと、二つには転失業者のための訓練の展開という職業訓練理念の2大潮流の渦の中で、多様な訓練の方策を模索することに

なる。

一つは、オイルショック以後の経済の低成長の下で、教育訓練の合理化・多様化の要請が強まった。これらの多様化の要求に対し政府は、1975（昭和50）年のカリキュラム基準のいっそうの弾力化で切り抜けようとした。基準の弾力化が進むのがこの時期である。

「雇用保険法」の制定で忘れてはならないことは、その施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）で職業訓練短期大学校と技能開発センターを開設した（第125条）ことなどの重要な職業訓練の体制に関する改正を打ち出したことである。

技能開発センターの訓練は「向上訓練」の基準であるが、職業訓練短期大学校の基準は1976（昭和51）年3月30日に養成訓練として高卒者を対象とした2年制の「特別高等訓練課程」を新設した。この課程は、東京都小平市にあった職業訓練大学校の神奈川県相模原市への移転に伴い、付属総合職業訓練校が跡地の施設を利用して付属短期学部にも再編されて適用された。

中でも事業主が期待する訓練を具体化する施設として在職者対象訓練を目的とした技能開発センターの創設が重要であったことが分かる。このことにより公共訓練における向上訓練の大幅な拡大に表われた。

以上のように、「雇用保険法」はそれまでも増して公共職業訓練、あるいは職業訓練全体を事業主の行う訓練に対する助成、援助制度として位置づけたのである。

なお、この再編に併せて、昭和53年9月30日に訓練基準を改正し、先に設定した「特別高等訓練課程」を「専門課程」と名称変更した。そして、職業訓練大学校付属短期学部を東京職業訓練短期大学校として短期大学校の先駆けとした。

ところで、「雇用保険法」は周知のように労働者に有給教育訓練休暇を規定した（第63条第4項）が、これは当時、ILOで「有給教育訓練休暇」

に関する条約・勧告が採択されることを見越しての施策であった。しかし、わが国の場合は、労働者個人への助成ではなく、実施する事業主への援助であり、字句の通りに解することは困難である。

7. 学校的制度からの還元：「職業訓練法」の改正

新規中学校卒業者と転業者の大半の公共職業訓練の受講者の訓練開始期が4月に集中すると、職業訓練の運営が次第に学校化していくことは必然である。経済成長の下で学校化した公共職業訓練が再び問題となるのは、オイルショックによってである。つまり、戦後最大のマイナス成長になった我が国経済の下では、大量に排出された失業者のための職業訓練の体制を組む経験が無くなっていた。そこで、緊急対策として1978（昭和53）年に「職業訓練法」を改正した（以下、53年法という）。

それは、昭和44年法で確立したかに見えた段階的体系的カリキュラム基準の再編成であるといえよう。しかし、その再編成は、昭和53年法の「改正は職業訓練制度に関するすべての問題の解決の方法を用意しているものとはいえないものである」。したがって、「今回の改正が、“職業訓練に関する抜本的検討の一里塚”と称されるゆえんであり、今後引き続き職業訓練制度に関する基本的検討が進められることとなろう。これが今回の改正の意義であり、また限界でもある」と担当の岩崎局長は指摘している。

そこで、改正法は「職業安定法」時代の公共職業補導は当然の体制であった「職業訓練の実施の方法等」をわざわざ新たに第9条に設定し、第3項に「職業訓練の開始の時期、期間及び内容等について十分配慮するものとする。」と規定した。この規定の実施のため、ILOで開発された個別指導の方法であった「モジュール訓練」方式を応用し、失業者の入所、修了が一時期に固定しないような方式として導入した。しかし、我が国での転職者に対する基準では訓練期間が定められているため、ILOのようには完全な個別体制は構築できなかったが、入所、修了が2ヶ月毎になる方式とし

て、失業者への配慮を行った。なお、モジュール訓練は障がい者対応の方法として望ましく、今日でも運用している施設がある。

53年法の第二の大きな変革は、このとき、雇用促進事業団立の総合高等職業訓練校を職業訓練短期大学校へ15校、技能開発センターへ64校と転換したことである。その転換は、1974（昭和49）年の「雇用保険法」の制定に基づくが、その結果、求職者中心であった公共職業訓練は在職者対象へとその意義の転換をもたらすことになった。

昭和53年法の施策の一つは、法令の規定ではないが、施設の“役割分担”を定めたことである。それまで運営されていた都道府県立の職業訓練校と、雇用促進事業団立の職業訓練校とに重複が認められるという疑問が呈されたのである。真に重複があるとすると言え、僅かの施設で両者が隣合わせに設立されている場合であり、自動車で通校せざるを得ない職業訓練校に類似の訓練があっても問題にはならないはずである。しかし、意味不明の「重複を避けるべき」という職業訓練批判が出たことは職業訓練をめぐる環境が厳しくなったことを意味していた。それは、次第に“民間活力の活用”という言葉と一体的に論じられるようになる前兆だった。

この公共職業訓練の機能分担は、団立の職業訓練施設では高度の訓練を、都道府県立校では「基礎的な訓練」を実施すべきとされた。この“役割分担”を具体化するための科目の再編は、1974（昭和49）年度から1988（昭和63）年度までで、都道府県立校で1388科が1322科となったが、廃止科551科に対し新設科485科であった。雇用促進事業団立校では短期大学校化を除き、540科が522科となったが、廃止科148科に対し新設科130科であった。訓練科の再編成の特徴は団立校に明確であり、金属加工の訓練科で廃止が全体の中で43.6%、通信事務・サービスが2.6%であるが、金属加工の新設は全体の中で8.7%、通信事務・サービスは54.3%であり、職種が大きく転換したことに表れている。

国による運営である雇用促進事業団立校が、53年法改正施策の重要な役
(龍法 '18) 51-3, 68 (1490)

割を担っていたことが分かる。

オイルショックを乗り越えて技術革新はますます進展した。「段階的体系的」な職業訓練は、その新たな理念が求められた。そこで、「日本人の職業生涯と能力開発を考える」懇談会が労働大臣の私的諮問機関として1980（昭和55）年に設置された。座長は天城勲文部省元事務次官、委員として本田宗一郎氏等の財界代表や学界から14名が任命されていた。各委員は審議に関してメモを提出している。特に同盟の小寺勇局長・総評の淵上保美氏の「生涯教育訓練体制の具体化」における「生涯教育訓練」の言葉は我が国では早いものであった。しかし、「職業訓練法」の理念と当時のヨーロッパでの労働運動における論議からすれば目新しい論ではなかった。

懇談会は上のメモを中心に論議を行い、提言した。提言に対して、各新聞も「“やり直し”きく職業制度を」（日本経済新聞）、「“やり直し人生”へ環境づくり」（サンケイ新聞）、「転職可能な環境作れ」（毎日新聞）、「在職中高年に焦点」（読売新聞）、「複線人生のすすめ」（朝日新聞）等の社説・論評を加え、基本的には懇談会の報告を支持していた。この懇談会の報告がその後の生涯学習の体制に大きな影響を及ぼしたことが窺える。

マスコミの反響から見て、この懇談会の報告により、学校教育一辺倒から、社会的には生涯職業能力開発を重視すべきという気運が一気に盛り上がったであろう。特に働く人々の職業能力開発の問題は、社会的には喫緊の課題であったのである。生涯訓練の構想は、1986（昭和61）年の臨時教育審議会の「生涯学習」答申より早く打ち出されたが、社会に定着したとは言えない。懇談会の報告では実効性がなかった⁽³⁾からである。

8. 事業主主導体制の明確化：「職業能力開発促進法」への改正

岩崎が1978（昭和53）年「職業訓練法」改正時に「今後引き続き職業訓練制度に関する基本的検討が進められる」としていた「基本的検討」が「雇用保険法」の法理による「職業能力開発促進法」（以下「能開法」という）

への改正であった。

政府は「我が国における著しい技術革新の進展、高齢化社会への移行、サービス経済化の進行、経済活動の国際化の進展など、社会経済情勢の変化は、労働者が求め、また労働者に求められる職業能力に大きな変化をもたらしている」として、それまでの「職業訓練法」を改正し名称を変えて「職業能力開発促進法（法律第56号）」（以下、「能開法」という）を1985（昭和60）年6月8日に公布した。つまり、「能開法」は新法ではなく、「職業訓練法」の改正法である。法の目的も「職業に必要な労働者の能力を開発し」と部分的改正であった。

「能開法」の目的に大きな変化は無いが、公布に当り労働省は「労働者の職業生活の全期間にわたる能力開発を総合的かつ計画的に実施するため」に次の2点を「基本的な考え方」とした。

- ① 民間の自主的な教育訓練を重視し、これに対する指導援助を強化すること、
- ② 公共職業訓練を自主的かつ弾力的に行うことにより、その活性化を図ること、

この二つの基本方針の精神の基が「雇用保険法」第63条「能力開発事業」であった。

先ず第一に、「能開法」の精神である「職業能力開発」の語は事業内訓練のみに適用したことである。つまり、第3章第1節に「事業主等の行う職業能力開発促進の措置」と「職業能力開発」の文字を事業内訓練に適用したが、公共職業訓練には適用していなかった。

第二に、公共職業訓練と事業内訓練の条文の順序の入れ替えである。すなわち44年法時、第3章第2節に「公共職業訓練施設等」が、第3節に「職業訓練の認定等」があったが、「能開法」では上の様に第1節に事業主の職業能力開発が、第2節に「国及び都道府県等による職業訓練の実施等」として、位置づけを転換したのである。この転換が事業内訓練を第一義的

に施策する根本になった。そして、公共職業訓練の冒頭（第15条）に「第13条（注、認定職業訓練の実施）に定めるもののほか、この節に及び次節に定める措置を通じて、配慮するものとする。」と規定され、事業主の職業能力開発の支援を公共職業訓練の第一義的業務としたのである。

第三に、企業内訓練が最重視するOJTを法文に規定化したことである。それは、第9条に「事業主がその雇用する労働者に対して職業訓練を行う場合には、その労働者の業務の遂行の過程内において又は当該業務の遂行の過程外において、自ら又は共同して行うほか、第16条第4項に規定する公共職業訓練施設その他職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の者の設置する施設により行われる職業訓練を当該事業主の行う職業訓練とみなし、当該職業訓練を受けさせることによって行うことができる。」とした。ここで職業訓練史の上で初めて、法制としてOJTを法律に規定した。この条の「当該業務の遂行の過程外において、…職業訓練を受けさせることによって行うことができる。」は、時間外業務を黙認しているようでもあり、微妙な問題を含んでいる。

第四に、事業内訓練の展開が之までも増して容易になるように訓練基準を根本的に改正したことである。具体的には、それまで職業訓練は省令として基準の別表に当時200職種弱の職種名、訓練教科目とその時間を記していたが、これらを“A型訓練”と呼び、新たに訓練期間、訓練時間を守れば職種とその訓練内容である教科目は訓練の実施者が設定できるという“B型訓練”を規定した。そして新たな“B型訓練”が訓練基準となり、“A型訓練”は“B型訓練”の「標準」的な事例とした。この改正により、訓練できる職種は論理的に無限大となり、技術革新に即応する事業内訓練を適切に実施できることになった。

これらの結果、事業主主導の精神が公共職業訓練へも影響を及ぼしたといえる。このことは“民間事業の活用”の美名の下に公共職業訓練の再編がさらに強まり、公共職業能力開発が結果的には圧縮されている。

OJTの新たな規定は次の二つの意味において、従来の職業訓練観を転換させることとなった。すなわち第1点は、従来、職業訓練は形式的にはOffJTを対象としていたが、「職業能力開発促進法」ではOJTをも明確に対象にした点である。ここで「形式的」というのは、基準の教科目の規定において、応用実習とあったのを、企業内訓練の場合OJTに読み替えるという慣行が認められていたからである。しかし、この場合もあくまで運用による読み替えであった。また、その応用実習も、訓練科全体の基準の中での一部にすぎなかったものであり、訓練のすべてが応用実習になることを認めていた訳ではなかった。

第2点は、このような訓練の方法上の規定は、従来すべて省令（または告示）に明文化されていたのに対し、ここでは法律の条文にそれを初めて規定したという点である。

また、法律の改正をみて、それまでの職業訓練局は職業能力開発局へ改称された。ただ、職業訓練指導員の呼称は変わらず、職業訓練大学の目的は職業訓練指導員養成のまま名称だけ職業能力開発大学校と改称された。

「職業能力開発促進法」は1997（平成9）年に改正され、第1条の目的に「労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための施策」が追加された。上の追加された文に極めて類似した規定が同改正法の6カ所に追加された。追加条文から明らかなように、労働者の職業能力開発の自主的な受講の援助が同法では強調された。

この「労働者が教育訓練を受ける機会を確保」ということは、労働者のいや、国民の一人ひとりの職業的個性を尊重すべきである、ということを強調している。しかし、この思想には臨時教育審議会の「生涯学習」論の思惑を窺わせる⁽⁴⁾。労働者の職業能力開発の機会を「確保するための施策」は当然ながら国の施策として追究されなければならないはずである。にもかかわらず、職業能力開発を個人の立場から自己啓発的に実施すべきという側面も同時に内包しているといえるからである。

なお、訓練基準に2年制の「応用課程」が新たに設定され、「専門課程」（職業能力開発短期大学校）と合わせると4年となる、いわゆる2+2年制の職業能力開発大学校を沖縄県と地域ブロック毎に10校を1999（平成11）年に開設した。これにより高卒後4年間の職業訓練に関する大学校が設立されたことになる。この制度は、当初は企業内の在職者対象訓練の高度化のためという目的であった。

ところで、1998（平成10）年より開始された「教育訓練給付金」制度は「雇用保険法」第10条の「失業等給付」を根拠としており、第63条の「能力開発事業」では無く、財源も異なり、「職業能力開発促進法」による職業訓練ではない。しかし、この教育訓練も世間には職業訓練との差異は分からず同一視される。教育訓練は民間事業主等への委託が大半であり、求められる就職率の要求も公共職業能力開発施設よりも低く、既存の公共職業能力開発施設の脅威となっている。職業能力開発事業の予算が、教育訓練給付金に転用されていないか、予算処置についても説明が必要である。

民主党が政権を取り、労働者のための施策が強化されると期待したが、逆に職業に関連する事業は“仕分け”として廃止・縮小化された。職業能力開発総合大学校の職業訓練指導員養成課程も廃止に追い込まれ、雇用能力開発機構は障害者雇用支援機構に吸収され、高齢・障害・求職者雇用支援機構となり、全国の職業能力開発施設も縮小された。

これらの延長として、厚生労働省の職業能力開発局は1917（平成29）年7月に解体され、組織としては存在しなくなった。職業訓練局が設立される以前は職業安定局と労働基準局の中に部課があったが、組織としては部課も解消された。職業能力開発の業務はラインスタッフとしての「人材開発統括官」を頂点として、課長ではなく参事官が業務を管轄し継続されているが、公的職業能力開発の存在の危機を表している。

このような中で、障がい者訓練の実施は着実に地保を固め、僅かではあるが強化されていることは特筆できる

以上のような改革により、「職業能力開発促進法」は従来の「職業訓練法」の訓練観を大きく転換したといえよう。そして、その転換は「雇用保険法」の精神の具体化であった。

結 労働権に達着しない要因：「世界人権宣言」との差異

以上のように戦後の職業訓練の変遷を見ると、職業訓練には幾多の変節点があった。しかし、職業訓練の重要性に反して我が国では社会に支持されず、大きく成長することがなかった。宗像が指摘するように職業能力を修得することは、社会で生きるための鎧になるはずであるにもかかわらず、その意義の認識は薄いが、この根源はどこにあるのであろうか。このような背景には、我が国の職業訓練法制の後発性による弱小さと、職業訓練を取り巻く日本人の文化・観念の弱さという内と外の二面がある。

まず、法制の弱点としては「職業訓練を受ける権利」が憲法に定義されていないためである。戦後、企業内訓練としての「労働基準法」が、公共職業訓練としての「職業安定法」が国会に上程された時、憲法の第27条の勤労権と第22条の職業選択権に根拠があることが解説されたが、両者が「職業訓練法」へ統合され、更に今日の「職業能力開発促進法」に改正された時はそれらの根拠は明確で無い。この点はドイツとの大きな違いである。ドイツ基本法では第12条に「職業、労働の場及び養成訓練の場を自由に選ぶ権利を有する」としている。ドイツのような職業訓練の位置づけは、「世界人権宣言」に通じる。

「世界人権宣言」では、その第23条〔労働の権利〕に「すべて人は、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を得、および失業に対する保護を受ける権利を有する。」と規定されている。つまり「失業に対する保護」とは失業者が再就職するための職業訓練を受ける権利を規定していることがわかる。しかし、「失業に対する保護」とは失業者になった労働者ばかりでなく、失業を予防するための職業訓練をも意味している

ことになる。すなわち、在職者訓練である。

また、失業を予防するためには基礎的な訓練をきちんと受けておかねばならない。それは入職時の訓練であり、見習工訓練、あるいは日本的には新卒者訓練といえる。このような若年者の訓練が国際的な規定では保障されている、ということになる。

この「世界人権宣言」の労働や教育の側面のより詳しい宣言として「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（「社会権規約」）がある。その第6条〔労働の権利〕では「職業の指導及び訓練」が規定されている。このように、国際的規程では職業訓練が労働権として規定されている。

残念ながらこのような事実についてはわが国ではこれまでほとんど論じられて来なかった。「職業訓練を受ける労働者の権利」としての論を主張しても「世界人権宣言」を論拠とした論ではなく、日本的な「教育を受ける権利」に依拠しており、直接に人権と職業訓練が関係あるような理解がわが国では生まれていない⁽⁵⁾。

このように人権の主張が我が国で弱い背景は、近代化が産業振興一辺倒で進められ、「和魂洋才」の下に我が国では人権が圧殺された延長にあるからである。これは、“労働権”の条文とされている「日本国憲法」の第27条には「労働」の文字は使われていず「勤労」になっていることが象徴的である。つまり「勤労」は「労働」ではない。もちろん、二宮尊徳の勤労観は自立のための勤労であったが、明治の廃仏毀釈の運動下で仏教界により国への奉仕の勤労観となった。さらに戦時下では「勤労報国」と規定され、「勤労即教育」にもなった。戦後の憲法審議時に出された、「勤労」は「労働」に換えるべきとの意見は無視され現行の規定になった⁽⁶⁾。

GHQが日本人の起草した憲法案として唯一参考にした鈴木安蔵が起草した「憲法案草案要綱」は、「戦争」を忌避していたため「平和憲法案」として尊重されているが、同時に「教育」の文字も忌避していた。「教育」のない憲法で国民の子を如何に育成するか、という点については「憲法案

案要綱」は労働権を極めて強調していた特徴があることで可能性があった。すなわち、その第19条に「労働能力ヲ維持…スルヲメ国家ハ適切ナル施策ヲナスヘシ」としていた。労働能力を維持するためには基礎的素養が必須であり、基本的学習を国は国民に保障しなければならないため、このことにより成長の保障が担保されていたと言える。

日本人の職業訓練への期待が薄いという観念が生じる他の理由は、誤解したままの教育への信奉があるためであろう。つまり、「良い会社に入るために良い大学に入る」との立身出世のための教育観に代表される。このような世俗的な観念だけで無く、教育学における「教育権」論による労働権の無視がある⁽⁷⁾。これは、いわゆる「教育」への国民の信奉による育成観であり、戦前、国民を臣民として教化してきた「教育」をそのまま生かした「教育を受ける権利」とのまやかしの規定に未だに呪縛されているからである。

「日本国憲法」改正を前に、保守的政治家は改正案に明治憲法と同じく「教育」を盛り込んでいなかった。一方、革新的政治家・研究者は片山潜や幸徳伝治郎（後の秋水）が唱えた「教育を受ける権利」の「権利」という言葉に翻弄され、信奉してそのまま主張した。マッカーサー草案に“education”が規定されると、政府の案にも「教育を受ける権利」が明記された。国会での審議で、佐々木惣三が「教育を受けると云うことが権利の内容になるのか」と疑問を呈したが、政府は無視して現行のように規定された。

「教育を受ける権利」は明治憲法下での権利論であったから意義深かったが、「日本国憲法」に規定されると何の検討もなく今日まで引き継がれている。国民主権の時代、「教育を受ける権利」は本来国民の権利にならないが、人の育成はあたかもすべて教育で可能なように信奉されている。これに対し、職業能力を修得することが国民として自立する条件であるとの観念が主張されなかった。

この我が国の問題を打開するためには、憲法の「教育を受ける権利」を「学習する権利」とし、「勤労」を「労働」に改め、労働権の条文を第26条に、学習権の条文を第27条にすることにより国民の育成を真の人権として確立できると考える。このことにより初めて国際的な人権論と同列の構造になる。佐々木が指摘したように職業訓練が不要になるはずはない。職業訓練の様々な意義は職業訓練が人に関わっている限り無くならない。

個性尊重を言うのであれば、個人としての自立と、自立のための学習＝能力開発が保障されなければならない。戦前と同じ概念の教育で国民の個性を保障できるはずは無い。教育のこの根本的自家撞着から解脱し、個性のための職業能力開発の保障を主張することが緊要な人権の課題となっている。

(注)

(1)「職業訓練」の語はILOの1937(昭和12)年の「職業訓練に関する勧告」(第57号)の訳、及び「職業訓練法」が制定される以前にも外国の紹介論文や刑務所や個別企業における教育訓練に用いられていたが、本稿では我が国の「職業訓練法」に関連する戦後の法制に限定して考察する。

(2) 経済団体は、向学心に燃えて定時制高校に通学していた養成工の健康問題、二重通学の問題を指摘して、文部省にその解消を強く求めて制定されたのが「技能連携制度」である。ただ、これは、高校の基準に従うことであり、真の連携とは言えない。

(3) 1970年代、技術革新に対応した労働者対策として世界で議論されていた“Lifelong Education”の問題を具体化しようとしたのは臨時教育審議会(昭和59年～62年)であったが、その答申を「生涯学習」としたため、

我が国ではカルチャー的に理解された。臨教審の「生涯学習」にはそれまでの教育論とは異なり職業能力開発を包含するという革新性も併せ持っていたが、この新概念については教育界は反対し、労働者の学習問題とはならなかった。

なお、1968年にスウェーデンが提唱した“Recurrent Education”と類似した「リカレント教育」を、「人生100年時代の構想」の一環として経産省が推奨している。

(4) 臨時教育審議会は、“Lifelog Education”の課題を「生涯学習」と意識し、能力の習得を学習者の問題に転嫁し、その後の自己責任論の論理を形成した。教育界は大人が生涯にわたり教育で管理されるのに反して意義がある、と理論化した。能力開発が自己責任論として根付く問題の起点となった。

(5) このことは、片山潜・労働組合期成会による1898(明治31)年の「何人と雖も先天的に教育を受くべき権利を有す」との主張以来、戦後の国民主権の下でも変わっていない。

(6) 国会での憲法審査で、森戸辰男は「勤労」を「労働」に変えるべきと主張したが政府は無視して現行の条文の様に規定された。このような「勤労」は、教育とは極めて親和的であり、戦前の「勤労即教育」の国是が戦後も疑問に思われず、現代でも常に「勤労教育」が主張されている。しかし、「労働教育」は簡単では無いことは近年の労働教育の必要性が叫ばれている下でも進んでいないことがその証左となる。

(7) 重要な「日本国憲法」の欠点は、「勤労権」の第27条が「教育権」の第26条の後ろに位置付いていることである。このため、教育権論の第一人者である法学出身の堀尾輝久は、「教育権」は第25条の「生存権」のために重要である、と言いつつ、後ろにある「勤労権」を無視する。わが国の教育学が労働問題を軽視するのはここにある。このような論理は“先行規定優先性”を意味しているに過ぎないが、この論は教育界では批判されず今日までに至っている。しかし、周知の様に、「世界人権宣言」では労働権が“education”権よりも先に規定されている。

参考文献

- ・末弘厳太郎『労働法のはなし』、政治経済研究所、1952年。
- ・渋谷直蔵『職業訓練法の解説』、労働法令協会、昭和33年。
- ・有馬元治『雇用対策法の解説』、日刊労働通信社、昭和41年。
- ・和田勝美『職業訓練の課題と方向』、労務行政研究所、昭和43年。
- ・労働省『労働行政史第二巻』、労働法令協会、昭和44年。
- ・労働省職業訓練局『改正職業訓練法』、日刊労働通信社、昭和44年。
- ・竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』、日本評論社、昭和45年。
- ・山見豊『昭和33年職業訓練法の制立過程』、職業訓練大学校調査研究資料No.2、昭和47年。
- ・木村力雄1「労働基準法における技能者養成規定の制定過程について」、『日本教育学会大会研究発表要項』32、1973-08-28。
- ・木村力雄2『労働基準法における技能者養成規定の制定過程について(資料)』、職業訓練大学校調査研究資料No.8、昭和48年度。
- ・関英夫『雇用保険法の解説』、昭和50年、ぎょうせい。
- ・岩崎隆造『これからの職業訓練の課題』、労働基準調査会、昭和54年。
- ・野見山真之『新時代の職業能力開発』、労務行政研究所、昭和62年。
- ・佐々木輝雄職業教育論集第3巻『職業訓練の課題』、多摩出版、昭和62年。
- ・宗像元介『職人と現代産業』、技術と人間、1996年。
- ・濱口桂一郎『労働法政策』、ミネルヴァ書房、2004年。
- ・田中萬年・戸田勝也「『職業訓練学』の位置と構造」、『職業能力開発研究第17巻』、1999年3月。

- ・田中萬年1『わが国の職業訓練カリキュラム—課題と方法—』、燭台舎、1986年。
- ・田中萬年2「公共職業訓練施設再編成の状況」、『職業訓練研究第7巻』、1989年3月。
- ・田中萬年3「労働者の職業技術教育の課題—戦後公共職業補導における学習権の保障から見た—」、『教育学研究第57巻第3号』、1990年9月。
- ・田中萬年4「職業訓練と教育をめぐる論点考」、『職業能力開発研究第13巻』、1995年3月。
- ・田中萬年5「公共職業補導制度と企業内技能者養成制度の統合の論理と問題」、『職業能力開発研究第14巻』、1996年3月。
- ・田中萬年6「『教育基本法』の『勤労の場所における教育』をめぐる教育観」、『職業能力開発大学校紀要第28巻B』、1999年3月。
- ・田中萬年7「日本人の人権意識における職業訓練観」、『産業教育学研究第30巻第2号』、2000年7月。
- ・田中萬年8「生涯学習—だれが主役なのか—」、大阪市『都市問題研究』、2003年11月。
- ・田中萬年9「戦後における職業教育研究の欠落視点」、『日本の教育史学第48集』、2005年6月。
- ・田中萬年10『職業訓練原理』、職業訓練教材研究会、2006年3月。
- ・田中萬年11「鈴木安蔵における『働くことと学ぶこと』」、『技術教室』、2008年3月。
- ・田中萬年12「『雇用保険法』における能力開発事業の規定過程と課題」、『職業能力開発総合大学校紀要第37号』、2008年3月。
- ・田中萬年13「これからの人間形成の法体系」、日本社会教育学会編『教育法体系の改編と社会教育・生涯学習』、2010年。
- ・田中萬年14『「職業教育」はなぜ根づかないのか—憲法・教育法のなかの職業・労働疎外』、明石書店、2013年。
- ・田中萬年15「迷走する『教育を受ける権利』論—『ブラック教育』の暴走を止められない」、『現代の理論』デジタル版2号、2014年8月。
- ・田中萬年16『「教育」という過ち—生きるため・働くための「学習する権利」へ』、批評社、2017年。
- ・田中萬年17「『労働基準法』における『徒弟の弊害排除』の規定と課題」、日本産業教育学会第59回大会自由研究発表資料、2018年10月6日。
- ・田中萬年18「徒弟制度再考—修業の意義と日本の教育観による忌避—」、明治大学『経営論集』第66巻第1号、2018年11月。